

運転免許に係る講習に関する規則及び運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部を改正する規則案新旧対照条文
 運転免許に係る講習等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第四号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

運転免許に係る講習等に関する規則

（講習の基準）

第一条 道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。）

（第九十七条の二第一項第三号八の国家公安委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 五（略）

第二条 道路交通法施行令（以下「令」という。）（第三十七条の六第二号の国家公安委員会規則で定める基準は、次に掲げる受講者の区分に応じそれぞれ次に定めるとおりとする。

一 法第一条の三第一項の更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上七十五歳未満の者 次の表の上欄に掲げる受講者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるものであること。

区分	講習の基準
(略)	
二 一の項に掲げる者以外の者	一 三（略） 四 自動車等の運転について必要な知識に関する討議及び指導を含むものであること。
	五（略）

二 法第一条の三第一項の更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上の者 次の表の上欄に掲げる受講者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるものであること。

運転免許に係る講習に関する規則

（講習の基準）

第一条 道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。）

（第九十七条の二第一項第三号口の国家公安委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 五（略）

第二条 道路交通法施行令（以下「令」という。）（第三十七条の六第二号の国家公安委員会規則で定める基準は、次に掲げる受講者の区分に応じそれぞれ次に定めるとおりとする。

一 法第一条の三第一項の更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上の者 次の表の上欄に掲げる受講者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるものであること。

区分	講習の基準
(略)	
二 一の項に掲げる者以外の者	一 三（略）
	四（略）

区分	講習の基準
<p>一 法第百一条の四第二項の規定により受けた認知機能検査（法第九十七条の二第一項第三号イに規定する認知機能検査をいう。以下同じ。）の結果について道路交通法施行規則（以下「府令」という。）第二十九条の三第一項の式により算出した数値が零以下である者であつて、当該認知機能検査を受けた後コースにおける自動車等の運転をすることにより、加齢に伴つて生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に著しい影響を及ぼしているかどうかについて公安委員会の確認を受</p>	<p>一 運転者としての資質の向上に関すること、身体の機能の状況その他の自動車等の運転について必要な適性並びに道路交通の現状及び交通事故の実態その他の自動車等の運転について必要な知識について行うものであること。</p> <p>二 あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて行い、かつ、その方法は、教本、視力検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うものであること。</p> <p>三 自動車等の運転について必要な適性に関する調査で視力検査器材を用いた検査によるものに基づく指導を含むものであること。</p> <p>四 認知機能検査の結果に基づく指導を含むものであること。</p> <p>五 一時間以上行うものであること。</p>

<p>け、当該影響がない旨の別記様式第一号のチャレンジ講習受講結果確認書の交付を受けたもの</p>	<p>二 一の項に掲げる者以外の者</p>
<p>一 運転者としての資質の向上に関すること、身体の機能の状況その他の自動車等の運転について必要な適性並びに道路交通の現状及び交通事故の実態その他の自動車等の運転について必要な知識について行うものであること。</p> <p>二 あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて行い、かつ、その方法は、教本、自動車等、運転適性検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うものであること。</p> <p>三 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース若しくは道路における自動車等の運転をさせることにより行う検査又は運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導を含むものであること。</p> <p>四 認知機能検査の結果に基づき指導を含むものであること。</p> <p>五 二時間三十分以上行うものであること。</p>	<p>三 前二号に掲げる者以外の者 前条各号に定めるものであること。</p> <p>2 令第三十七条の六の二第一号の国家公安委員会規則で定める基準は、前項第一号又は第二号に掲げる受講者の区分に応じそれぞれ当該各号に定めるものとする。</p>

二 前号に掲げる者以外の者 前条各号に定めるものであること。

2 令第三十七条の六の二第一号の国家公安委員会規則で定める基準は、前項第一号に定めるものとする。

第三条 府令第三十八条の二の国家公安委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げる者に対しては、それぞれ当該各号に定める書類とする。

- 一 (略)
- 二 前条第一項第一号又は第二号に定める基準に適合する講習を終了した者 別記様式第三号の特定任意高齢者講習終了証明書

(免許関係事務の委託)

第四条 府令第三十一条の四の二ただし書の国家公安委員会規則で定める免許関係事務は、認知機能検査とする。

2 府令第三十一条の四の二ただし書の国家公安委員会規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 一 二十五歳以上の者
- 二 公安委員会が行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する審査に合格し、又は公安委員会が行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を終了した者

(府令第三十八条第十一項の国家公安委員会規則で定める者)

第五条 府令第三十八条第十一項ただし書の国家公安委員会規則で定める者は、法第九十七条の二第一項第三号に規定する特定失効者(その者の運転免許(以下「免許」という。)が法百五条の規定により効力を失った日から起算して六月を経過しない者に限り、府令第十八条第一項第一号に規定するやむを得ない理由により運転免許証(以下「免許証」という。)の有効期間の更新を受けることができなかつた者を除く。)(のうち当該免許に係る免許証の有効期間の末日までに継続して免許(仮運転免許(以下「仮免許」という。)を除く。))を受けていた期間が五年以上である者であつて、当該有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の四十日前の日を令第三十三条の七第二項の当該各号に定める日とみなして同項の規定を適用しても同項の基準に該当することとならないもの(以下この項において「特別特定失効者」という。))又は特別特定失効者として受けた免許に係る免許証の有効期間の更新を受けようとする者であつて、当該有効期間が満

第三条 道路交通法施行規則(以下「府令」という。))第三十八条の二の国家公安委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げる者に対しては、それぞれ当該各号に定める書類とする。

- 一 (略)
- 二 前条第一項第一号に定める基準に適合する講習を終了した者 別記様式第三号の特定任意高齢者講習終了証明書

(府令第三十八条第十一項の国家公安委員会規則で定める者)

第四条 府令第三十八条第十一項ただし書の国家公安委員会規則で定める者は、法第九十七条の二第一項第三号に規定する特定失効者(その者の運転免許(以下「免許」という。)が法百五条の規定により効力を失った日から起算して六月を経過しない者に限り、府令第十八条第一項第一号に規定するやむを得ない理由により運転免許証(以下「免許証」という。)の有効期間の更新を受けることができなかつた者を除く。)(のうち当該免許に係る免許証の有効期間の末日までに継続して免許(仮運転免許(以下「仮免許」という。)を除く。))を受けていた期間が五年以上である者であつて、当該有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の四十日前の日を令第三十三条の七第二項の当該各号に定める日とみなして同項の規定を適用しても同項の基準に該当することとならないもの(以下この項において「特別特定失効者」という。))又は特別特定失効者として受けた免許に係る免許証の有効期間の更新を受けようとする者であつて、当該有効期間が満了する

了する日の直前のその者の誕生日の四十日前の日を同項の当該各号に定める日とみなして同項の規定を適用しても同項の基準に該当することとならないものとする。

2 (略)

第六条 (略)

第七条 (略)

第八条 (略)

日の直前のその者の誕生日の四十日前の日を同項の当該各号に定める日とみなして同項の規定を適用しても同項の基準に該当することとならないものとする。

2 (略)

第五条 (略)

第六条 (略)

第七条 (略)

別記様式第 1 号 (第 2 条関係)

第 号
チャレンジ講習受講結果確認書
住 所
氏 名
年 月 日生
上記の者は、 <u>運転免許に係る講習等に関する規則第 2 条第 1 項第 1 号</u> の表の一の項に規定する影響がない者であることを確認する。
年 月 日
公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 1 号 (第 2 条関係)

第 号
チャレンジ講習受講結果確認書
住 所
氏 名
年 月 日生
上記の者は、 <u>運転免許に係る講習に関する規則第 2 条第 1 項第 1 号</u> の表の一の項に規定する影響がない者であることを確認する。
年 月 日
公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第2号(第3条関係)

第	号
特定任意講習終了証明書	
住	所
氏	名
年 月 日生	
上記の者は、年 月 日運転免許に係る講習等に関する規則第1条に定める基準に適合する講習を終了した者であることを証明する。	
年 月 日	
公安委員会 印	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第2号(第3条関係)

第	号
特定任意講習終了証明書	
住	所
氏	名
年 月 日生	
上記の者は、年 月 日運転免許に係る講習に関する規則第1条に定める基準に適合する講習を終了した者であることを証明する。	
年 月 日	
公安委員会 印	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第3号(第3条関係)

第	号
特定任意高齢者講習終了証明書	
住	所
氏	名
年 月 日生	
上記の者は、年 月 日運転免許に係る講習等に関する規則第2条第1項第	
1号	第
2号	に定める基準に適合する講習を終了した者であることを証明する。
年 月 日	
公安委員会 印	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第3号(第3条関係)

第	号
特定任意高齢者講習終了証明書	
住	所
氏	名
年 月 日生	
上記の者は、年 月 日運転免許に係る講習に関する規則第2条第1項第	
1号	1
号	に定める基準に適合する講習を終了した者であることを証明する。
年 月 日	
公安委員会 印	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

改正案

現

行

<p>（課程の基準） 第四条 法第百八条の三十二の二第一項第三号の国家公安委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。 一 次の表の上欄に掲げる課程の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる教育事項について、同表の下欄に掲げる教育方法により、あらかじめ教育計画を作成し、これに基づいて行われるものであること。</p>		<p>（課程の基準） 第四条 法第百八条の三十二の二第一項第三号の国家公安委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。 一 次の表の上欄に掲げる課程の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる教育事項について、同表の下欄に掲げる教育方法により、あらかじめ教育計画を作成し、これに基づいて行われるものであること。</p>
<p>三 第一条 第三号に掲げる課程（法第百一条の三第一項の更新期間が満了する日における年齢が七十五歳未満の者に對するもの）及び第一条第</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>三 第一条 第三号に掲げる課程</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

<p>六号に掲げる課程(法第百一条の三)第一項の更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上七十五歳未満の者に対するもの</p>	<p>四 第一条第三号に掲げる課程(法第百一条の三)第一項の更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上の者に対するもの及び第一条第六号に掲げ</p>
	<p>三の項の中欄に掲げる教育事項</p>
<p>イ 自動車等、教本、視聴覚教材、運転適性検査器材その他必要な教材を用いて行うこと。 ロ 自動車等の運転について必要な知識に関する討議及び指導を含むものであること。 ハ 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース若しくは道路における自動車等の運転若しくは運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査又は運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく個</p>	

<p>る課程（ 法第百一 条の第三 一項の更 新期間が 満了する 日におけ る年齢が 七十五歳 以上の者 に対する もの）</p>	<p>五 （略）</p>	<p>六 （略）</p>	<p>七 （略）</p>
	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>別の指導を含むものであ ること。 二 法第九十七条の二第一 項第三号イに規定する認 知機能検査の結果に基づ く指導を含むものである こと。 ホ 運転免許取得者教育を 受けようとする者の数が 、運転免許取得者教育指 導員一人当たり三人以下 であること。</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

	<p>四 （略）</p>	<p>五 （略）</p>	<p>六 （略）</p>	<p>七 第一条 第六号に 掲げる課 程（法第 百一条の 三第一項 の更新期 間が満了 する日に おける年 齢が七十 歳以上の 者に対す るもの）</p>
	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

(略)	備考 この表の中欄に掲げる教育事項のうち、同表の一の項口及び八、二の項口及び八、五の項八、六の項口、八の項八及び二並びに九の項口及び八に掲げる教育事項についての運転免許取得者教育は、行わなくてもよい。
-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------

- 二 各々の運転免許取得者教育の課程に係る教育時間が二時間以上（前号の表の三の項の上欄に掲げる課程にあつては三時間以上、同表の四の項の上欄に掲げる課程にあつては二時間三十分以上）であり、コース又は道路における自動車等の運転の実習に係る教育時間が一時間以上（同表の一の項の上欄に掲げる課程又は同表の二の項の上欄に掲げる課程（原動機付自転車に係るものを除く。）にあつては、二時間以上）であること。
- 三 (略)

(終了証明書の交付)

- 第八条 第一条第三号又は第六号に掲げる課程により行う運転免許取得者教育で法第八十二条の三十二の二第一項の認定を受けたもの（以下、「特定教育」という。）を行う者は、特定教育を終了した者に対し、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める書類を交付するものとする。
- 一 第四条第一号の表の七の項の上欄に掲げる課程を終了した者 別記様式第一号の運転免許取得者教育（更新時講習同等）終了証明書
- 二 第四条第一号の表の三の項又は四の項の上欄に掲げる課程を終了した者 別記様式第二号の運転免許取得者教育（高齢者講習同等）終了証明書

(略)	備考 この表の中欄に掲げる教育事項のうち、同表の一の項口及び八、二の項口及び八、四の項八、五の項口、八の項八及び二並びに九の項口及び八に掲げる教育事項についての運転免許取得者教育は、行わなくてもよい。
-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------

- 二 各々の運転免許取得者教育の課程に係る教育時間が二時間以上（第一条第三号に掲げる課程及び同条第六号に掲げる課程のうち前号の表の七の項に規定するものにあつては、三時間以上）であり、コース又は道路における自動車等の運転の実習に係る教育時間が一時間以上（第一条第一号に掲げる課程又は同条第二号に掲げる課程（原動機付自転車に係るものを除く。）にあつては、二時間以上）であること。
- 三 (略)

(終了証明書の交付)

- 第八条 第一条第三号又は第六号に掲げる課程により行う運転免許取得者教育で法第八十二条の三十二の二第一項の認定を受けたもの（以下、「特定教育」という。）を行う者は、特定教育を終了した者に対し、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める書類を交付するものとする。
- 一 第四条第一号の表の六の項の上欄に掲げる課程を終了した者 別記様式第一号の運転免許取得者教育（更新時講習同等）終了証明書
- 二 第四条第一号の表の三の項及び七の項の上欄に掲げる課程を終了した者 別記様式第二号の運転免許取得者教育（高齢者講習同等）終了証明書

別記様式第1号(第8条関係)

第 号	
運転免許取得者教育(更新時講習同等)終了証明書	
写真	住所
押出し	氏名
スタンプ	
年 月 日生	
上記の者は、年 月 日道路交通法第108条の32の2第1項の認定を受けた同項の運転免許取得者教育の課程のうち運転免許取得者教育の認定に関する規則第4条第1号の表の七の項の上欄に掲げるものを終了した者であることを証明する。	
年 月 日	
所在地	
名称	
管理者 印	

- 備考 1 写真は、終了前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第1号(第8条関係)

第 号	
運転免許取得者教育(更新時講習同等)終了証明書	
写真	住所
押出し	氏名
スタンプ	
年 月 日生	
上記の者は、年 月 日道路交通法第108条の32の2第1項の認定を受けた同項の運転免許取得者教育の課程のうち運転免許取得者教育の認定に関する規則第4条第1号の表の六の項の上欄に掲げるものを終了した者であることを証明する。	
年 月 日	
所在地	
名称	
管理者 印	

- 備考 1 写真は、終了前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第2号(第8条関係)

第 号	
運転免許取得者教育(高齢者講習同等)終了証明書	
写 真	住 所
押出し	氏 名
スタンプ	
年 月 日生	
上記の者は、年 月 日道路交通法第108条の32の2第1項の認定を受けた同項の運転免許取得者教育の課程のうち運転免許取得者教育の認定に関する規則第4条第1号の表の <u>三の項</u> の上欄に掲げるものを終了した者であることを証明する。	
年 月 日	
所 在 地	
名 称	
管 理 者	

- 備考 1 写真は、終了前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第2号(第8条関係)

第 号	
運転免許取得者教育(高齢者講習同等)終了証明書	
写 真	住 所
押出し	氏 名
スタンプ	
年 月 日生	
上記の者は、年 月 日道路交通法第108条の32の2第1項の認定を受けた同項の運転免許取得者教育の課程のうち運転免許取得者教育の認定に関する規則第4条第1号の表の <u>三の項及び七の項</u> の上欄に掲げるものを終了した者であることを証明する。	
年 月 日	
所 在 地	
名 称	
管 理 者	

- 備考 1 写真は、終了前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

改正案	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、国家公安委員会、都道府県公安委員会若しくは警察署長又は法令の規定によりこれらの者の権限に属する事務を委任された者が法令に基づいて行う聴聞等（聴聞、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）<u>第四百四条</u>第一項（同法第四百四条の二の二第六項及び<u>第一百七条</u>の五第四項）において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）<u>第五条</u>第一項、<u>第三十四条</u>第一項並びに<u>第三十五条</u>第三項及び<u>第四項</u>の規定による意見聴取並びにストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）<u>第六条</u>第五項の規定による意見の聴取をいう。以下同じ。）について、傍聴に関し主宰者をとる措置、傍聴人の遵守事項その他その秩序の維持に<u>必要</u>な事項を定めるものとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、国家公安委員会、都道府県公安委員会若しくは警察署長又は法令の規定によりこれらの者の権限に属する事務を委任された者が法令に基づいて行う聴聞等（聴聞、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）<u>第四百四条</u>第一項（同法第四百四条の二の二第六項及び<u>第一百七条</u>の五第三項）において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）<u>第五条</u>第一項、<u>第三十四条</u>第一項並びに<u>第三十五条</u>第三項及び<u>第四項</u>の規定による意見聴取並びにストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）<u>第六条</u>第五項の規定による意見の聴取をいう。以下同じ。）について、傍聴に関し主宰者をとる措置、傍聴人の遵守事項その他その秩序の維持に<u>必要</u>な事項を定めるものとする。</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 当事者 法第五十一条の四第六項、第七十七条第六項、第九十条第四項（同条第七項及び第十四項において準用する場合を含む。次号において同じ。）若しくは第四百四条第一項（法第四百四条の二の二第六項及び第七條の五第四項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の通知を受けた者（法第五十一条の四第七項の規定により、同条第六項の規定による通知が到達したものとみなされる者を含む。）又は法第三百三条の二第一項の規定により運転免許の効力の停止（第十四条第三項において「仮停止」という。）若しくは法第七條の五第十項において準用する法第三百三条の二第一項の規定により自動車及び原動機付自転車の運転の禁止（第十四条第三項において「仮禁止」という。）を受けた者をいう。</p> <p>二 代理人 当事者の委任を受け当事者のために法第四百四条第一項の意見の聴取（以下「意見の聴取」という。）又は法第五十一条の四第六項、法第七十七条第六項、第九十条第四項若しくは第三百三条の二第二項（法第七條の五第十項において準用する場合を含む。）の弁明（以下「弁明」という。）に関する一切の手続をすることができる者をいう。</p> <p>三 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 当事者 法第五十一条の四第六項、第七十七条第六項、第九十条第三項（同条第五項及び第十一項において準用する場合を含む。次号において同じ。）若しくは第四百四条第一項（法第四百四条の二の二第六項及び第七條の五第三項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の通知を受けた者（法第五十一条の四第七項の規定により、同条第六項の規定による通知が到達したものとみなされる者を含む。）又は法第三百三条の二第一項の規定により運転免許の効力の停止（第十四条第三項において「仮停止」という。）若しくは法第七條の五第九項において準用する法第三百三条の二第一項の規定により自動車及び原動機付自転車の運転の禁止（第十四条第三項において「仮禁止」という。）を受けた者をいう。</p> <p>二 代理人 当事者の委任を受け当事者のために法第四百四条第一項の意見の聴取（以下「意見の聴取」という。）又は法第五十一条の四第六項、法第七十七条第六項、第九十条第三項若しくは第三百三条の二第二項（法第七條の五第九項において準用する場合を含む。）の弁明（以下「弁明」という。）に関する一切の手続をすることができる者をいう。</p> <p>三 (略)</p>

運転免許の拒否等の処分等の基準に係る身体の障害の程度を定める規則（平成十四年国家公安委員会規則第十四号）（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（身体の障害の程度）</p> <p>第一条 道路交通法施行令別表第二の三の表及び別表第二の備考の二の115の国家公安委員会規則で定める身体の障害の程度（次条において単に「身体の障害の程度」という。）は、次条に規定する場合を除き、自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）別表第一又は別表第二に該当する後遺障害（以下「自賠法後遺障害」という。）であつて、当該自賠法後遺障害についてこれらの表が保険金額として定める金額が同令第二条第一項第三号イに定める金額以上となる場合における障害の程度とする。</p>	<p>（身体の障害の程度）</p> <p>第一条 道路交通法施行令別表第二の二の表及び別表第四第三号の国家公安委員会規則で定める身体の障害の程度（次条において単に「身体の障害の程度」という。）は、次条に規定する場合を除き、自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）別表第一又は別表第二に該当する後遺障害（以下「自賠法後遺障害」という。）であつて、当該自賠法後遺障害についてこれらの表が保険金額として定める金額が同令第二条第一項第三号イに定める金額以上となる場合における障害の程度とする。</p>